

こうち男女共同参画センター利用料金取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)及びこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則(以下「規則」という。)の施行に関し、こうち男女共同参画センター(以下「センター」という。)の利用料金の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の納入)

第2条 利用料金は、施設利用日の1週間前までに施設利用券の交付を受けると同時に、その全額を納入しなければならない。ただし、理事長が特に認めたときは、この限りでない。

2 第1項の規程により、指定された期日までに利用料金を納入しない場合は、当該利用を許可しないものとする。

(利用料金の減免)

第3条 条例第11条の規定により、利用料金の額の全部又は一部を免除することができる場合に減額する利用料金の額は、それぞれ当該各号に定めるところにより決定するものとする。

(1) 条例第2条第1号から第7号までに掲げる事業に該当する事業について、高知県、高知市及び財団が主催し、もしくは共催して行う場合

〈利用料金の全額〉

(2) 条例第2条第1号から第7号までに掲げる事業に該当する事業について、以下の団体等が主催して行う場合。ただし、営利法人及び営利を目的とする法人格をもたない団体が利用する場合及び営利を目的とした利用の場合を除く

〈利用料金の半額〉

① 国

② 高知市を除く高知県内の地方公共団体(事務組合、広域連合等含む)

③ その他の団体等

(3) その他理事長が特別に認めた場合

〈利用料金の半額〉

2 前項の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金の納入時までに、別記第1号様式による利用料金減免申請書を理事長に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第4条 条例第12条の規定により利用料金の還付を行うことができる場合は、それぞれ当該各号に定めるところにより決定するものとする。

(1) 県の都合により利用の許可を取り消したとき

(2) センターの施設を利用する者（以下「利用者」という。）の責めに帰さない事由によりセンター又は付帯設備の利用ができなかったと理事長が認める場合

〈既納の利用料金の全額〉

(3) 災害その他不可抗力により利用できなかった場合

〈既納の利用料金の全額〉

(4) 利用者が利用日の1週間前までに利用の許可の取り消しを申し出た場合で、やむを得ないと理事長が認めたとき

〈既納の利用料金の全額〉

2 第1項の規定により、利用料金の還付を受けようとする者は、利用の許可の取り消しを申し出た日から30日以内に、別記第2号様式による利用料金還付請求書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、第2項の規定による請求があった場合において、利用料金の還付を決定したときは、別記第3号様式による利用料金還付決定通知書を請求者に交付するとともに還付を行い、還付をしないと決定したときは、請求者にその旨を通知するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、センターの利用料金に関し必要な事項については、理事長が知事の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第3条の利用料金の減免の改正規定については、平成16年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。